

「過労死」社会の生活様式

堤 史 朗

- 一、はじめに
- 二、「豊かな社会」日本の支配戦略
- 三、「過労死」社会の生活様式
- 四、「生活様式」の社会学的概念

一、はじめに

1989年以降、ベルリンの壁崩壊に始まった「旧ソ連型」社会主義体制の崩壊過程とその後の混乱状況を歴史的現実として目の当たりにした時、かつて資本主義の非人間性を鋭く告発し、人間的解放を求めた社会主義は深く傷つき、20世紀の神話と化したかに看做されるかもしれない。他方それに比して、「豊かな社会」日本を始めとする資本主義こそは「体制的勝利者」として普遍性を具有した体制であるとの主張に説得性があるかのような議論が賑やかである。

「豊かな社会」日本において「ヘッドホンステレオ、日本語ワープロ、カラオケ演奏、テレビゲーム機、宅配便、コンビニエンスストア」等等、「10年あまりのあいだに登場し、…社会生活や文化、さらに産業や企業のあり方を大きくかえたヒット商品やサービス」(『日本経済新聞』1992. 2. 4付)に彩られた生活様式に基づく風景を見る限り、日本社会の現実はその「豊かさ」を享受しているやに見える。しかしながら、こうした生活様式の一般化した事態と対極に、

「職場に憲法なし」の労働生活の現実、個別化、孤独化した家庭生活の現実、登校拒否する子どもたちの急増化といじめの潜在化した学校生活の現実が認められ、そしてそれらの根底には「低賃金」と「高くつく消費生活」が強制化される急迫した事態が構造的現実としてある。加えて、地価・物価の騰貴による資産格差の拡大、社会福祉の切り捨てによる社会的不平等の拡大、ゴミ問題、地球環境の汚染・破壊問題、東西・南北間の経済摩擦・人権問題、PKO法案と平和憲法問題等等、深刻化した様々な矛盾や問題が一気に噴出した事態に逢着しているのも「豊かな社会」日本の歴史的現実である。

このように、「豊かな社会」日本の歴史的現実とは、われわれ一人ひとりがその生活様式の総体において、「豊かさ」や「ゆとり」を実感出来ないのみならず、より事態は深刻化、急迫化して来ているのである。より急迫化された事態とは、「現代的貧困」の象徴的典型としての「過労死」の事態が、現代日本社会の隅々にまで全般化、遍在化された「過労死」社会をその現実的姿態とする他ない事態である。

「長い労働時間、『単身赴任』、大量『出向』などを強要する異常に強い企業の力、労働者の総『働きバチ』化の結果としての家庭の崩壊、日本的企業社会の所産としかいいようのない独特の教育荒廃などなど、わが『豊かな社会』は、その住人にとっては、『楽園』どころか、競争によるストレスでかなり住みづらい社会^(註1)としてしかないのが、『過労死』社会そのものを現実的姿態とする『豊かな社会』日本の歴史的現実である。

そして、この現実的姿態は、『日本型』資本主義体制＝大企業体制「社会」づくりの下で、その構造的、機能的契機とされる労働過程での実態、すなわち、労働者への全面的支配による「人間性の剥奪」の事態が、われわれ一人ひとりの全生活諸過程＝生活様式を貫徹する事態をイメージ化させるのである。本稿では、『過労死』労働過程とそれら家族の生活様式にアプローチを単純化、整理化する作業の試みとしてまとめたものである^(註2)。

「豊かな社会」日本が喧伝される中で、その「豊かさ」を実感出来ないでいたわれわれ一人ひとりの実感こそが、暉峻淑子『豊かさとは何か』（岩波新書、1989年）に多くの読者層を形成させたのだと認識するならば、『体制的勝利者』として「経済大国」日本の優秀性を手放して誇れない実態に「豊かな社会」日本の歴史的現実を認めるしかないだろう。翻って、われわれ一人ひとりの「豊かさとは何か」の問いを前に、これまで「豊かな社会」日本を喧伝して来た独占資本支配層は彼らの生き残りを掛けた支配戦略の再編を余儀無くされているのが今日の事態なのである。

二、「豊かな社会」日本の支配戦略

現代日本資本主義への認識において、『日本型』資本主義社会＝『日本型』企業社会として

イメージ化されるのが一般的である。そして『日本型』のそれは「ルールなき資本主義」と別称されていて、その歴史的始源は「日本人はウサギ小屋に住む働き中毒」（EC委員会レポート「対日戦略基本文書」、1979年）との指摘を巡っての激しい議論の展開にあった。

73年のオイル・ショック、ドル・ショックを契機とした世界資本主義の同時的「構造不況」に逢着した日本資本主義は、対米従属的性格を強く刻印した「高度成長」期（55～73年）において支配戦略の要諦とした「日本的経営」＝「日本的労資関係」の枠組^(註3)を、独占資本支配層自らが掘り崩し、再編を余儀無くされるという矛盾に満ちた対応的事態に追い込まれていた。この期に彼らが採用した支配戦略の再編強化過程は、大企業本位に資本の高蓄積をより可能とする体制づくりに置かれ、『経済不況』＝「低成長」を口実とした「減量経営」（＝労働者及びそれら家族の全生活諸過程に渡った合理化）の徹底化が推進された過程であった。労働過程において、下請け企業の選別的系列化による徹底した合理化＝人減らし（省人化）を通じての少ない労働者を激しい競争場裡に投げ込む事より効率的に運用し得る労働者の「多能工化」が促進され、Z・O・Q・C運動等のいわゆる「小集団管理」の徹底化と相俟った職場内秩序管理の「省力化」が追求されたのである。

こうした「減量経営」の徹底化は、独占資本のヘゲモニーに依った対資本従属的な労資関係づくりと一体化した形態で推進されたものであって、『対抗的社会勢力』を欠いた労働世界の創出過程が労働者への全面的支配を可能としたのであった。「減量経営」と人事考課に基づく昇進・昇格の格差を是認化させる「能力主義」管理の徹底化の下で、労働者は各々がバラバラの分断的情况に置かれ、労働者一人ひとりとは激化した「競争的人生」の秩序化に追い込まれ、企

業ナショナリズムを労働者自身の意識に内包せざるを得なくなったのである。このような労働過程において労働者の献身的従属的な忠誠心を容易に調達し得る体制づくりに成功した独占資本は、労働者支配を通じたそれら家族への全面的（形式的、実質的）包摂に依った大企業専制体制＝大企業体制「社会」を現実可能化したのである。現実化した大企業体制「社会」が、一方に資本の高蓄積を可能としながら、同時に他方「対抗的社会勢力」を欠いた労働過程において、すなわち労働者及びそれら家族に「貧困、労働苦、奴隷状態、無知、野蛮化、および道徳的墮落の蓄積」⁽⁴⁾として、「人間性の喪失」を構造的契機とした「過労死」社会そのものをその現実的姿態として強制化したのである。この点については、三で後述する。

こうした大企業体制「社会」の確立は、労働過程を通じての直接的、間接的支配においてのみ完遂されるわけではない。否むしろ、それをより機能的な装置として駆動させる為にも、その再生産過程たる消費生活過程を資本主義的消費市場システムとビルト・インさせる事は必然的であり、それをもってこそ「資本主義的蓄積の一般的法則」に適うのである。特に、日本資本主義の場合には、それが強制的に装置化されたが故の今日の特徴が認められる。つまり、過剰な資本主義的消費過程が過剰な労働過程（ワーカー・ホリック）を構造的に生起させたのである。

その為の支配戦略の正当化根拠を独占資本支配層は、「豊かな社会」論のイデオロギー操作に担保した。「豊かな社会」論のイデオロギー的性格をその系譜を辿る中で概略してみよう。

「豊かな社会」論の戦後の原型は、1955年の「経済自立五ヶ年計画」をもって開始したが、「高度成長」期（55～73年）において据えられた支配戦略の論理は、「経済の安定を維持しつ

つ、できるだけ高い経済成長率を持続的に達成することによって、国民生活水準の着実な上昇をはかりつつ、完全雇用の状態に接近する」（57年「新長期経済計画」）の主張に認められる如く、資本利潤の強蓄積に優位性を置きつつ、「豊かさ」の尺度を「商品」の分量（＝生産水準）に置きたいいわゆる「成長第一主義」＝「GNP至上主義」の論理で貫徹されたものであった。そしてその補完的位置を担った「所得倍增計画」は「トリックル・ダウン」効果の役割を「パイの分け前」理論として機能させたのである。と同時に、63年の「人的能力開発政策」の推進によって、「労働力流動化政策」の展開をも可能とし、そこでは、既存の生活基盤・手段を欠いた大量の労働者層が生み出されて、展開しつつあった都市的（＝アメリカ的）生活様式の採用を余儀無くされ、資本主義的労働市場及び消費市場への大規模な組み込み過程が進展して行ったのである。

次いで「豊かさへの挑戦」（69年版『経済白書』）の過程は、73年に始まるオイル・ショック、ドル・ショックの構造的「同時不況」に直面して頓挫するかに見えたが、しかしながら独占資本支配層は、企業の生き残り戦略を「減量経営」に託して、世界資本主義諸国の中では逸早く不況から脱出した事は先述した通りである。

この期における支配戦略の枠組みは、「危機管理」論をイデオロギー的布石としながらの「総合安全保障」戦略として展開した。その具体化は、一方に「減量経営」に対応させて、われわれにこれ迄の「暮らしを見直し、新しい豊かさを求めて」（77年版『国民生活白書』）、「自助努力」で「本当に欲しいものは高くても買う」—「個性化消費」の増大に努める事こそが、「新しい豊かさ」と演出した。しかしながら、「新しい」支配戦略が隠し持った本来的意図は別のところにあったのである。すなわち、「減量経営」の強制

化に依って、独占大企業資本の高蓄積を継続的に可能とする体制づくりの意図を彼ら自らが正当化イデオロギーとして「日本型」を前面に押し出して来たところにあった。それを具体的に政策化したのが、いわゆる「日本型福祉社会」論の唱導であり、「減量経営」と対応させて「自立自助原理」イデオロギーを流布させ、後の「臨調行革」路線への足固めとしたのである。

「ライフサイクル（生涯生活設計）計画」（75年）「新経済社会七カ年計画」（79年）、「1980年代経済社会の展望と指針」（83年）等々を通じて独占資本支配層は、市民的世界における労働・生活・福祉の面での国家責任を免除して、それらを社会責任に委ねると言う「福祉国家」から「福祉社会」への転換を支配戦略の要諦とした。すなわち、企業＝民間活力によるサービスの購入を、「家族・地域だのみ＝ぐるみ」の伝統的な「自助と連帯」に依って果す事を「日本型」として強制もしたのである（「効率のよい政府は、活力であり発展性のある経済社会の基本であり、これを実現するためには、高度成長下の行財政を見直して、施策の重点化を図り、個人の自助努力と家族及び社会の連帯の基礎のうえに適正な公的福祉を形成する新しい福祉社会への道を追求しなければならない」『新経済社会七カ年計画』）。

「日本型福祉社会」の推進は、「適正化」・「重点化」・「効率化」の名の下で、労働・生活・福祉に係わる公的行財政費用を厳しく削減し、それを企業＝民間活力に振り向ける事で、「経済大国・軍事大国」の軌道を大企業体制「社会」の総仕上げの過程としたものであった。

こうした70年代半頃以降、80年代を通じての大企業体制「社会」づくりが、市民的世界における労働・生活・福祉の「小国化」に他ならず（例えば、60年代から漸減しつつあった労働時間数は、74年を底として以後漸増に転じて長時

間労働の常態化、配転・出向等の「企業内失業」、単身赴任、「過労死」の悲劇が労働現場には顕在化し、札幌「母親餓死事件」等福祉切り捨てによる悲劇が福祉現場に生じたのが歴史的現実であって）、「ルールなき資本主義」の野蛮な国内化が、市民的世界から「豊かさとは何か」の間を発せさせる契機を成し、「ルールなき資本主義」の野蛮な国外化は、対米、対EC間の経済摩擦により「構造調整協議」の強制化、環境汚染・破壊の責任追求等等、「日本型」のあり様が国際的に厳しく問われる歴史的現実には置かれたのが独占資本支配層の90年代的情况なのである。

こうした状況での90年代支配戦略の再編は、カモフラージュの装いの下ではあっても、「生活大国」化を掲げ、「ルールなき資本主義」の是正を約束せざるを得ないのである。例えば、盛田昭夫ソニー会長は、「(大企業の生き残り戦略を基調としつつ)日本企業が欧米企業と共生するためには、欧米企業と共通のルールを持たなければならない」と、「日本型資本主義」の異質性を認め、その見直しを唱えている。そして、「日本企業の賃金水準は、生活に豊かさとはゆとりを得るために十分だろうか」と問い、①労働時間の短縮 ②豊かさを実感できる給与水準の実現 ③欧米並の高い配当性向の確保 ④取引先への価格、納期面での配慮 ⑤積極的な社会貢献 ⑥環境保護・資源対策、等に取り組むべきだとした⁽⁴⁵⁾。

また、宮沢喜一内閣は、92年1月の衆議院施政方針演説で、「生活大国の実現」なるものを掲げ、同年末に国民生活審議会総合政策部会の基本政策委員会は中間報告書『個人生活優先社会をめざして』を提出した。この報告書では、「生活の豊かさが実感されていない」背後に経済効率・生産優先の仕組みがあると指摘して、「企業中心社会」見直しの論が展開され、その上で、

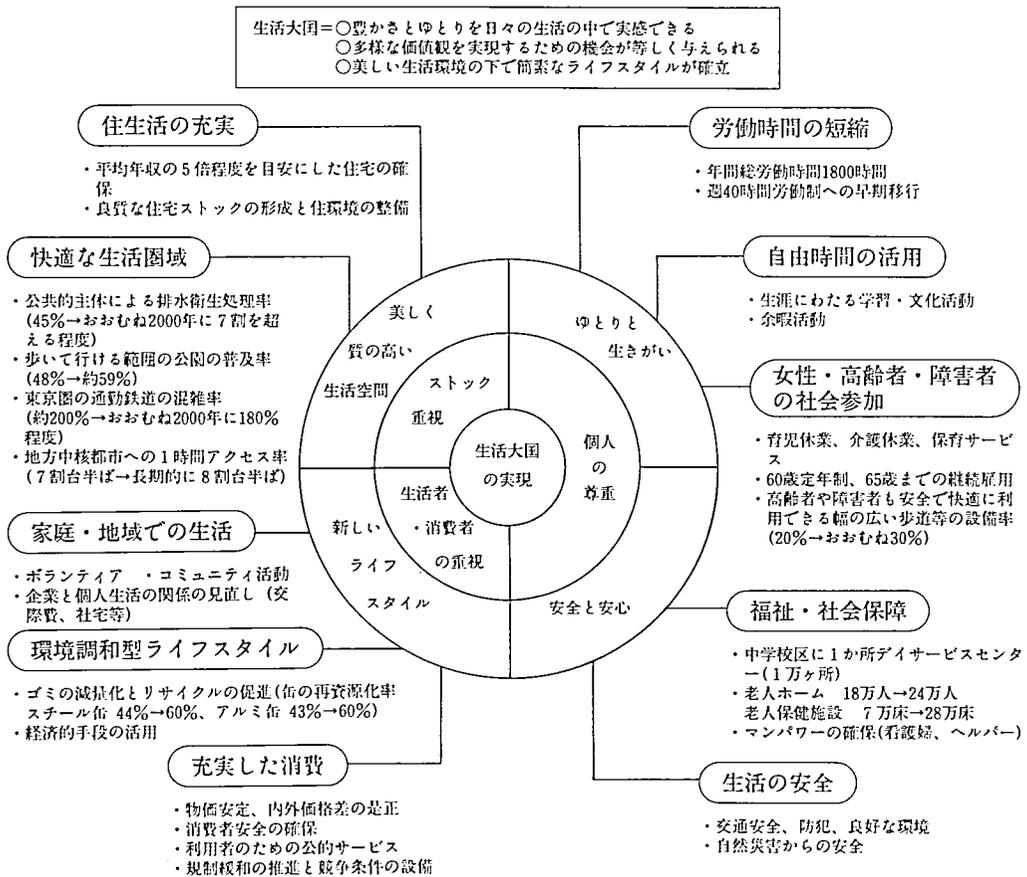
①個人生活の重視 ②生活基盤の整備 ③公平・公正な社会の実現 ④地球環境の継承、省資源・省エネルギー、の提唱と並べて、労働時間の短縮や地価の引き下げ、資産格差の是正、リサイクルの推進、等等が提言された。

但し、この報告書が、問題の所在を指摘しても、それは「現状のままでは、日本の経済社会に早晚赤信号がともる」との危機感から「企業中心社会」の弊害を認識したに過ぎず、「企業中心社会」を「企業—個人—社会」の関係から「会社人間」化を取り上げ、その責任は「社会の構成員すべてが経済効率優先をめざすことにあ

る」として、長時間労働、単身赴任、そして公害隠し、土地ころがし、等の事態までも、われわれ一人ひとりの責任へと転化して恥じる事のないものであり、独占資本支配層の責任を免罪するばかりである。

こうした支配戦略の再編過程は92年6月30日、「生活大国」化を表題とする経済審議会答申「『生活大国五ヶ年計画—地球社会との共存をめざして』(1992—96年度)の閣議決定で一応の形を整えた。「豊かさの実感できる」「生活大国」化を唱う90年代支配戦略は、基本的に、70年代半頃以降の「日本型」支配戦略(臨調「行革」

表一 政府「生活大国5ヶ年計画」の「生活大国の視点と目標」のための全体のシューマ



(出所) 経済企画庁編「生活大国5ヶ年計画」1992年、p.p.126-7。

路線と前川レポートの国際協調型経済構造調整)を継承している。「ルールなき資本主義」の内外両面に及んだ諸矛盾の解消を大企業本位の資本の高蓄積条件を再編強化に向けた21世紀を目指す新たなイデオロギー戦略の提示と言うべき性格を強く刻印したものと認識されるべきものである。

「生活大国五カ年計画」のプログラム(表-1、参照)は、「個人の尊重」、「生活者・消費者の重視」、「特色ある質の高い生活空間の実現」というた口当たりの良い美辞麗句を三つの柱として構想されている。

しかしながら、「計画」の本来的意図は別のところにある。

「今後、労働時間の短縮、居住環境の改善、生活関連を中心とする社会資本の着実な整備、地球環境問題への対応等により地球社会と共存する生活大国への変革を目指すことが必要である。これらの諸課題を達成する過程で、新しいライフスタイルへの転換が進み、またそれに伴って生じる新しいニーズに対応した産業のフロンティアが開発されることにより、環境と調和した内需主導型の経済構造の定着が図られる」。

「労働力の稀少性や、環境、資源・エネルギー面への配慮の必要性が高まっている中で、産業各分野における生産性や収益性を高めるため、合理化、省力化、省エネ化等を進め、生産・流通工程の高度化を図ることが重要である。このため、参入、設備、価格等の規制緩和等を積極的に進め、市場メカニズムの活性化を通じて企業自身の合理化努力を促進する」。

これらは要するに、「新しい豊かさ」=「個性化消費」を、「ライフスタイルの転換」に置く事で、既存の生活様式のスクラップ・アンド・ビルドをより進行させ、それに依った内需拡大を計ると同時に、技術的手段としてのME化を一

段と促進してあるゆる場面での「合理化」を「省力化」として推進しようとするものである。しかも、「規制緩和」の名の下で、市民的世界の全レベルで、そして中小零細企業のより深奥にまで大企業体制化を貫徹させようというものでしかないものである。すなわち、大企業資本の高蓄積体制が諸障害に直面している事態を打破する事で、大企業独占資本の高蓄積体制を再編強化するところに置かれてあるのが、「生活大国五カ年計画」の支配戦略の要諦なのである。

「生活大国五カ年計画」が、「住宅の年収五倍化」、「年労働時間1800時間化」、「高齢者福祉の計画的実現化」、「生活関連社会資本建設の重視化」を96年度までの達成目標と鳴り物入りで喧伝して見せても、われわれの歓心を買う為の便法であってみれば市民的世界からの反応が今一つ芳しくないのも当然過ぎる程当然の事である。「豊かな社会」日本の歴史的現実への自覚化は、これまでの「豊かな社会」論が「高度成長」期の論理、すなわち、大企業独占資本の高蓄積体制づくりを主とし、従としての市民的世界を全面的に包摂した「社会」(物象化された生活秩序)=大企業体制「社会」づくりの構図を一貫した論理とする独占資本のイデオロギー戦略の特徴的性格を浮かび上がらせる。労働・生活・福祉の「小国化」こそが独占資本の「大国化」を可能としたというのが「豊かな社会」論への歴史的評価とするのが正当であるだろう。

この故あって、「ルールなき資本主義」日本を巡る国内外に渡っての諸困難に直面している独占資本支配層は、93年衆議院選挙において、自民党政府に代わる連立与党政府(細川護熙内閣=大政翼賛政府)を生み出し⁽⁴⁶⁾、より強権的・反動的な支配戦略の再編強化へと乗り出した。すなわち、これまで自民党政府で成し得なかった「小選挙区比例代表並立制」の強行導入を策し、海外派兵の拡大、消費税率の引上げ、コメ・

農産物の輸入自由化、支給年齢先延ばし・掛け金引上げの年金改悪等等、市民的世界での労働・生活・福祉の負担強化、さらには、平和憲法改悪を企図してもいる。

ここでの新しい支配戦略は、その正当性根拠の担保を「改革」＝「リストラクチュアリング」のイデオロギー戦略に置き、市民的世界における生活様式の全般的再編成に依った、大企業独占資本の高蓄積体制を再編強化しようと言うものである。

これまで概括した通り、「高度成長」期の論理＝「豊かな社会」日本の支配戦略がその過程において実現化したのは、大企業体制「社会」づくりであり、しかもその現実的姿態を「過労死」社会そのものとする他なかった過程を考慮する時、大企業体制「社会」維持強化は、われわれ一人ひとりの労働・生活・福祉を何処へ連れて行くのだろうか。その見通しの確認の為に「豊かな社会」のイデオロギー戦略の展開過程において現実化が余儀無くされた「過労死」社会の歴史的現実をその「生活様式」から検証する事が次の課題となる。

三、「過労死」社会の生活様式

「豊かな社会」日本の支配戦略はその論理的基盤において、市民的世界の「豊かさ」「新しい豊かさ」の具現化を、既存の生活様式をスクラップ・アンド・ビルド体制へと誘い込み、それを通じた独占資本の高蓄積体制を再編強化する事に据えられていた。その結果として独占資本支配層は大企業体制「社会」づくりを可能としたが、市民的世界の労働・生活・福祉におけるその現実的姿態は「過労死」社会そのものの他ではあり得なかった。「過労死」社会の生活様式はどのようなイメージにおいて抑えられるのだろうか。

「人はただ奴隷的に存在する安逸さになれてしまう。人間の奴隷的存在について考えてみよう。かつて奴隷たちは奴隷船につながれて新大陸へと運ばれた。超満員の通勤電車のほうがもっと非人間的ではないのか。現代の多数のサラリーマンたちは、あらゆる意味で、奴隷的である。金にかわれている。時間で縛られている。上司に逆らえない。賃金も大体一方的に決められている。ほとんどわずかの金しかもらえない。それと欲望すらも広告によってコントロールされている。肉体労働の奴隷たちはそれでも家族と食事をする時間をもてたはずなのに」⁽¹⁷⁾。

「連日、連夜、ハードワークが続いている。これを持ち切ることができるか。過剰なストレスに、身体も精神もボロボロになってすりきれるか、それとも、ひと回りタフに度胸も座るか。

アタマとカラダとウデと、ことここに至ったらやらねばなるまい。光恵と三人の子供たちのために。そして、オイラ自身のために」⁽¹⁸⁾。

この二つの文章は、総合広告代理店で不動産広告製作に携わっていた1987年2月に「急性心筋梗塞」の死因で43歳という働き盛りに急逝したある中間管理職の残したメモの一部である。夫を「過労死」で亡くした妻は、「パパ、あなたの姿が見えなかった」⁽¹⁹⁾と自らのあり方を問いつつ、夫の日々の過酷な労働実態を克明に辿る事で「夫の姿を見せないようにさせる」企業と労働行政の姿勢、態度を告発して、「拜啓 小里労働大臣さま」を記した⁽²⁰⁾。夫の死因は、日々の過重な業務内容にあったとして労働災害保険の給付申請を中央労働基準監督署に提出した妻に、もたらされたのは業務外決定の通知書で

あった。労基署決定の根拠となった労働省作成の「労災認定マニュアル」⁽¹¹⁾に沿って夫の死は「切り捨てられた」のだと確信した妻は、「申請書は妻であるわたくしが、夫の死に至る経過概要として書いたのですが、一緒に職場にいたわけではありませんし、本人の勤務の状態などわかるはずがありません。本人は死亡して真実を語る“口”もないのです。そこで状態を把握するには、勤務していた会社の協力が不可欠ですが、多くの会社が遺族のために書類を提出したり証言したりすることは拒みます」と労災認定に対する企業及び労働行政の非人間的態度と障壁の厚さを綴り、「本来豊かな生活を支えるために労働があるのに、その労働が原因で生命を奪われた」と「過労死」労働の現場を厳しく告発した。

自分自身と家族の幸福の為に、家族との「食卓の風景」を共有する事なく、真に奴隷的存在として、金に買われ時間に縛られて、身体も精神もボロボロにまで擦り切れるのに恐怖しながらの日々が現代労働者の労働現場での「日常性」である。このように大企業体制「社会」は、労働者の生命を「過労死」に至らしめ、「あとは野となれ、山となれ」式に、労働者本人のみならずその家族までをも使い捨てにする「日常性」をその現実的姿態とする「社会」としてしかないものである。

日本社会に「過労死」という言葉が登場して早10年が経過し、辞典にも項目として掲載される実態としての現実がそこにはある⁽¹²⁾。「過労死」の事態が社会問題化される契機となったのは、「日本社会は、毎年数万の過労死を発生させており、ストレス疾患に罹患している過労死予備軍は、数十万人いるのではないか」と岡村親宜に予測される現実を前に、88年4月、大阪過労死問題会主催の「過労死シンポジウム」に始まる全国各地での医師・弁護士等による電話相

談「過労死110番」⁽¹⁴⁾であった。そこに寄せられた電話相談に認められた特徴として、相談者は圧倒的に妻、両親ら家族からのものが多数で、労働者仲間や労働組合からの相談は極めて少数であった、とされている。ここから「過労死」の事態が、「過労死」労働者の家族にとって問題視されてはいても、共同的連帯を理念として共有するはずの労働者仲間が分断化、孤立化を余儀され、共同的防衛組織体として闘争力を内在化させていたはずの労働組合が無力化されて、労働現場の「日常性」に独占資本の労働過程への実質的包摂による「対抗的社会勢力」の不在の状況が看取される。

こうした「豊かな社会」日本の労働者の労働過程の実態は、「過労死」の実態として“Kigyosenshi”の“KAROSHI”と表現されて国際語化しているほどに極めて特異な「日本型」現実としてあり、「24時間、たたかえますか。……ビジネスマン、ビジネスマン。ジャパニーズ・ビジネスマン」とCMコピーに揶揄されて流行語化する現実としてあり、ある調査によれば、条件次第で一步踏み越えると自分にも「過労死」に至る可能性がある看做している労働者が2人に1人はいて、「過労死」が決して他人事ではなく、全般化した事態である事を当の労働者自身がよく承知していると報告されている（富国生命保険相互会社「サラリーマンの“酷使度”と“過労死”」、1989年8月）。加えて厚生省が初めて実施した「壮年期死亡調査」（全国10県で、89年4月から5月迄に死亡した30歳から64歳までの6,529人を対象に調査を実施。91年5月発表）に依れば、働き盛りの死亡者のうち8人に1人は脳卒中などの発病後、一週間以内に急死した“突然死”であり、その内全体の7割が発症前に、だるさや胸の痛みを家族に訴えていたと指摘される如くに、労働者や家族には為す暇も与えないままに「過労死」は“突然死”として襲われ

るといふ過酷な悲劇的現実としてあるものなのである。

このように、現代労働者の労働過程の実態は、「身体疲労」、「精神疲労」に加えて精神疲労より進行した「強い不安、悩み、ストレス」が加重化され、その事への「自覚症状がある」と看做しながらの過重な日々を「日常性」として受容する他ないものとしてある。

では何故に、労働者は「肉体的、精神的限界」を越えた「日常性」を余儀無いものとされているのだろうか。その構造的過程は、先述した如く、「豊かな社会」日本のイデオロギー戦略の下で確立を見た大企業体制「社会」づくりのものにある。「減量経営」を口実とした大企業は下請け中小企業との格差拡大を「いじめの管理方式」で差別的選別的に利用して系列下請関係を再編強化したが、それと同様の構図でそれまで

にも「競争的人生」を強制化されていた労働者の労働過程に発達した技術的基礎たるME化の積極的導入を図ったが、そもそも「機械設備は、それ自体として見れば労働時間を短縮するが資本主義的に使用されると労働日を延長する、それ自体としては労働を軽減するが資本主義的に使用されるとその強度を高める」^(註15)の資本主義的法則を極めて「日本型」に展開させて行った事態に所以するのである。

それが為に、労働者の労働時間数は常態として長時間化し、「長時間労働社会」と称されるのである。その実態（一統計的処理上、様々な問題点が指摘される政府行政機関の労働経済統計的分析）^(註16)を要約すれば次の様である。日本労働者の総実労働時間数は、欧米先進資本主義諸国と比較して、400～500時間もの長時間労働であって、特に旧西ドイツ（88年当時）と比べて

表-2 賃金総額に対する基本給、時間外等賃金の比率

| 事 例 | 賃金総額 (A) | 基本給 (B) | $\frac{B}{A}$ | 時間外等賃金 (C) | $\frac{C}{A}$ |
|-------------------------------|-------------|------------|---------------|---------------|---------------|
| A：マスコミ・報道、男38歳、大卒 | 602,770円 | 299,000円 | 50.0% | 182,770円 | 30.3% |
| B：看護婦（外来）、女41歳、専攻科卒、20年勤続 | 262,920円 | 243,400円 | 92.6% | 5,820円 | 2.2% |
| C：看護婦（病棟）、女30歳 | 391,803円 | 227,300円 | 58.0% | 94,700円 | 24.2% |
| D：生産現場A（ライン、輸送用機器A）、男50歳、中学卒 | 454,490円 | 214,411円 | 47.2% | 109,829円 | 24.2% |
| E：生産現場A（ライン、輸送用機器B）、男44歳、高校卒 | 433,876円 | 158,000円 | 36.4% | 72,758円 | 16.8% |
| F：生産現場A（ライン、輸送用機器C）、男42歳 | 394,040円 | 257,640円 | 65.4% | 136,400円 | 34.6% |
| G：生産現場A（ライン、重機）男36歳、高校卒、勤続18年 | 301,000円 | 221,800円 | 73.7% | 72,200円 | 24.0% |
| H：生産現場A（ライン、鉄鋼）男51歳、高校卒 | 393,048円 | 148,380円 | 37.8% | 89,875円 | 22.9% |
| I：鉄道運転士、男46歳、高校卒 | 413,656円 | 311,000円 | 75.2% | 49,036円 | 11.9% |
| J：開発・測量・技術等、男42歳、高校卒 | 316,852円 | 137,800円 | 43.5% | 52,552円 | 16.6% |
| K：印刷作業（営業）、男36歳、大卒 | 362,045円 | 207,000円 | 57.2% | 113,445円 | 31.3% |
| L：販売員、男30歳、大学卒 | 353,702円 | 214,450円 | 60.6% | 114,252円 | 32.3% |
| M：販売員（パート）、女54歳、専門学校卒 | 165,967円 | 160,426円 | 96.7% | 2,041円 | 1.2% |
| N：生産現場C（下請）男52歳、中学卒 | 343,027円 | 275,243円 | 80.0% | 0円 | 0% |

(注) 賃金総額には税・社会保険料等を含む。時間外等賃金には交代手当、夜勤手当等を含む。

(出所) 全国労働組合総連合「人間らしい労働と生活の実現をめざして—「過重労働」下の労働と生活に関する調査報告」、労働連合総合研究所、1992年7月、p.p.47-9より作表。

547時間もの長時間労働の実態があり、しかも「減量経営」下少数の労働者を効率的に資本蓄積の高度化に動員する体制づくりは、所定内労働時間に比して所定外労働時間を増加させている。しかも、この実態を全般化した現実として加算すれば、総実労働時間数の諸外国との格差は一層拡大したものであるはずである。

それに加えてのME化の積極的導入が、深夜労働、交代制勤務等、不規則な労働形態を常態化させる事で労働密度の強度化が促進され、「肉体的、精神的限界」を遙かに越えて「過労死」の事態を全般化するに至らしめたのである。

大企業体制「社会」づくりでの労働過程には、「労働基準法」三十六条協定の締結が様々な労働管理施策にビルト・インされて、労働者をして残業拒否しがたい職場内秩序の雰囲気醸成されていて、「人減らしを残業でカバーさせる」大企業独占資本の論理と、「残業手当てを当てにしないと生活出来ない」低賃金労働（一諸外国と比較して、日本資本主義の労働分配率の極端な低さ）との悪循環が構造化された存在状況（表-2、参照）とが相俟って、強迫的に過剰適応した「働きバチ中毒」労働者を「死ヌホドマデニ働カセル」を必然化したのである。

現代日本社会において、こうした「過労死」が急迫化される事態は、個々の労働者あるいは男子労働者のみに限定された事態としてあるのではなく、大企業体制「社会」づくりにおいて、生活原理化され強制化されている「競争的人生」を勝ち抜き事態を「価値志向」的にその内面的強制化が図られ、女性や子どもら全ての人びとの全生活諸過程をも包摂する事態としてあるものなのである。

『有職主婦の“疲労度”に関する調査』（富国生命、91年9月。首都圏20歳以上の仕事と家庭とを両立している主婦を対象に調査を実施。有効回答500人。）に依れば、一週間の内で働きに

出る回数は、63.0%が5、6日未満で、一日の勤務時間では、7時間以上が55.0%、片道の平均通勤時間は33分で、平日の家事に掛ける時間は、54.6%が2～4時間未満、と言うように主婦の毎日の過重な生活実態が浮かび上がって来る。そして、主婦の内40.0%が「夫と同じくらい疲れて」おり、42.0%の主婦は自分にも「過労死の可能性がある」と看做してもいるのである。

現代日本の産業構造のあり様は、女性労働者の占める重要性（雇用労働者の約4割、自営商工業者の約5割、農村労働者の約6割）を高めていて、特に家庭主婦労働者（女性労働者率の50%を占める）の全生活諸過程に渡っての過重さは全般化したものと確認されるだろう。「豊かな」消費生活の維持は、高くつく家計（家計構造の硬直化）生活を余儀無くさせ、子どもに掛ける教育費、住宅ローンの支払い等等、生活資料の獲得の上で女性（主婦）労働者の相対的重要性は高まらざるを得ないのが実態としてある。こうした女性を巡る「日常性」こそが、家庭に仕事を持ち帰りワープロを打つ母親の背中に向けて子どもが掛ける言葉「無理すんなよ。いざとなったら会社なんか冷たいんだから」とか、帰宅途中に夕食の買い物をする母親の傍らでの子どもの言葉「日本のお母さんは、きつといつか倒れると思う」とかのCMコピーの風景に、その厳しい現実が映し出されている。

現代日本の労働者家族は、労働過程での労働時間の不規則長時間化と低賃金との悪循環構造に規定されて、「労働力再生産の条件」（住宅費、物価、教育費等）の獲得が極めて厳しく不安定であるが為に、主婦のパート就業化、子弟のアルバイト就業化等等、家族の多就業化（総働き化）は不可欠なものとなっている。その結果、家族揃っての「夕食の風景」は家庭から増々遠のき、7割の労働者家族は家族揃っての「夕食

の風景」を持ち得ず、家族揃っての「夕食の風景」は10.8%に過ぎない（東京地方労働組合総連合準備会『東京に働く労働者の労働条件と生活実態調査報告』、92年2月）と指摘されるが如くに、労働者家族にとって「家族団欒」は“夢物語”と化して、その日々は著しく“ゆとり”を欠いた生活文化状況を「日常性」として受忍する他ないものとしてある。

こうした「日常性」は、直接的間接的に、社会化過程の途上に位置する子どもたちの生活文化状況に深刻な影響を与えないではない。そうした状況の一端は、「『過労児』症候群」の事態にまで子どもたちを急迫化しているのである。「『忙しい』『疲れた』『眠い』。大都市の子供たちが最近乱発するキーワードだ。学校のあとの進学塾通い、その合間を縫ってのテレビゲーム……。ビジネスマン顔負けの超過密日程は、子供たちを肉体的にも、精神的にも変貌させている。この急変が、あなたには見えていますか？」⁽¹⁷⁾の間は、ポケット・ベルを持って親からの連絡を受けながら塾を掛け持ちする小学生の姿を浮かび上がらせもする。子どもたちの生活文化状況に関する各種調査結果からは、「朝おきにくい」「いつも眠い」「肩こり」「ねつきが悪い」「たちくらみ」「食欲がない」「息ぎれ」「胃がいたむ」等等、子どもたちの疲れに対する自覚症状の訴えが指摘される事が多く、また男子小学生の約4割が「栄養ドリンクを飲んだことがある」とし、その内1割の子どもは「よく飲む」と報告されるような劣悪化された生活文化状況を彼らは「日常性」として日々を過ごす他ない現実にあるのである。

これまでの論述から看取される「日常性」の実態は、次の様に要約する事が出来る。

日本独占資本主義はその支配戦略において、「豊かな社会」日本の正当性根拠をイデオロギー的に操作、演出する事で、大企業体制「社

会」づくりを完遂し、今後ともその維持を目的とした支配戦略の再編強化を企図し続けるであろう。その一方で、大多数の労働者とその家族は、過酷な労働過程に規定されて、人間的な精神労働の成果までもを、独占資本に奪取されその成果からは疎遠な関係のままに据え置かれ、「貧しい果実」の分け前に受忍する生活を「日常性」として余儀無くされるのが現実であるだろう。こうした「現存在」は、われわれをして〈いま〉を充足的に生きる事を不可能とし、生きがい感、働きがい感の喪失を深刻化させるしかなく、人間が労働の歴史を通じて培い、発達させて来た「結果を精神的に先取りする」能力を自らのものとする意志を脆弱化させないではない。現在から将来へ向けての見通しの稀薄化は、将来への発達可能性を奪われた、発達欲求さえ抑圧する「精神的その日暮らし」への沈潜をわれわれの「日常性」とさせるのが現実的姿態としての「社会」のあり様なのである。

「一つの未来を、自分自身の未来を信じる事ができなかった人は、収容所で滅亡していった。未来を失うと共に彼はそのよりどころを失い、内的に崩壊し身体的にも心理的にも転落⁽¹⁸⁾」しかねない危機的状況の真只中に「豊かな社会」日本の歴史的現実はある。その「社会」の中でわれわれ一人ひとり、人間性を喪失させ、人間解体の危機を内在化した「生ける屍」として将来への「人生の設計書」作成もままならない「精神的その日暮らし」の日々を一生とするしかない「現存在」としてしかその存在性は保障されないのである。だとすれば、大企業体制「社会」とは、労働力を保全した生物的生命体としてはともかくも、人間的、文化的、社会的には「死に至る病」に縁取られた「過労死」社会としてしかその現実的姿態をイメージ化する他ない「社会」そのものである。

四、「生活様式」の社会学的概念

現代の社会学理論にあって「生活様式」の概念化努力は、「生活構造」概念の内に包含した形態において消費生活水準パターンに単純化して、社会諸集団間あるいは社会諸階層間の共通性ないし異質性を把握する標識として操作概念的に扱う傾向の特徴がある。そしてその際には、生産関係、階級関係が捨象化されているのが通例的である。先述した如く、大企業体制「社会」づくりの下で、市民的世界においては「過労死」社会をその現実的姿態とせざるを得ない事態を歴史的現実とする時、こうした社会的「生活様式」概念で持ってしては、それへの“reality”認識は不可能とならざるを得ないだろう。

しかしながら、かつて社会学にも通例的概念化とは別途の「生活様式」の社会学的概念化の蓄積が無かった訳ではない。例えば、田中清助は「sozialな領域」^(註19)論に関して、Marx, Kの『経済学批判』「序言」の定式化における土台—上部構造の関係を実践—理論のカテゴリーに係わるgesellschaftlichな部分とし、「物質的生活の生産様式が、社会的、政治的および精神的な生活過程一般を制約する」の部分と土台—上部構造の関係と区別して、しかもこの場合のsozialとは政治的、精神的な生活と並列した狭義なsozialな生活という領域としてではなく、広義な全体としてのsozialな生活領域という把握を示した。すなわち、gesellschaftlichに対してのsozialとした上で、社会的存在—社会的意識という定礎的カテゴリー関係の上に、gesellschaftlichな部分と、sozialなものの領域との相互関係を把握する社会的立場を提示したのである。

sozialなものの領域とは、社会的社会諸集団に關係するものの領域として理解されるものであり、そこでの人間の生活の仕方あるいは生き方を「生活様式」の社会学的概念化と理解さ

れるべきものである。したがって、「生活様式」の社会学的概念は、それ自体を静的なものとしてではなく、動的な過程として、すなわち「社会的生活過程」として概念化されねばならないものなのである。

何故ならば、生きて「現実的諸個人」の存在とは^(註20)、「彼らの行為及び彼らの物質的生活諸条件—既存のものであれ、彼ら自身の行為によって生み出されるもの」に規定された生活としてでなければならないものである。あらゆる人間歴史の最初的前提である生きて「人間の諸個人の存在」は、自然的諸条件との関係及び身体的組織に制約されて、「人間は彼らの生活手段を生産することによって、間接的に彼らの物質的生活そのものを生産する」のであり、そして、「人間が彼らの生活手段を生産する様式は、先ず既存の生活手段と再生産すべき生活手段そのものの性質に依存する」のであって、この様式は、「むしろすでにこれら諸個人の活動のある一定の仕方、彼らの生活をあらわすある一定の仕方であり、彼らのある一定の生活様式にはかならない。諸個人が彼らのあらわす仕方が彼ら自身のあり方である。したがって、彼らが何であるかは、彼らの生産、すなわち彼らが何を生産し、又如何に生産するかということと一致する。したがって、諸個人が何であるかは、彼らの生産の物質的諸条件に依存している（傍点—引用者）」ものなのである。

かくて諸個人なるものは、「現実にwirklich存在している諸個人、すなわち働きwirken、物質的に生産する諸個人、したがって一定の物質的な、そして彼らの自由にならない諸制限、諸前提、諸条件のもとで活動している諸個人のことである」。こうした活動する諸個人はその生活過程において、「社会的編成と国家」をもたらし、さらに、諸個人の生活過程すなわち「物質的活動と物質的交換という現実的生活」の中から「諸

概念、諸表象、意識」を生産し、「政治、法、道徳、宗教、形而上学等々言語の内にあらわれる精神的生産」を行うのである。

結論的に言えば、一定の仕方では生きている現実的諸個人の存在と言うのは、「彼らの生産諸力とこれに照応する交通との特定の発展によって、交通の最も拡張した諸形態に至るまで規定されている現実的な、働く人間たちのこと」で、「彼らの現実的生活過程のことを意味する」のであり、sozialなものの領域としての現実的な「社会的生活過程」の内に「生活様式」すなわち人間の「社会関係」過程や「生命の維持・発達・再生産—労働力商品の再生産」過程は含まれたものとしてあるのである。

「豊かな社会」日本での生活様式の特徴は、アメリカ的生活様式ないし都市的生活様式の採用として語られるのが一般的であるが、そもそも資本主義的生産様式の下では、物質的生活そのものとしての生活手段は商品化されて、産業資本による剰余価値生産＝資本蓄積の条件となり、その為の手段として扱われる事にならざるを得ない。その為、商品の生産及び消費(販売)は各資本間の激化した競争の下で展開されるが故に、「剰余労働を求めるその無制限な盲目的衝動、その人狼的渴望のなかで、労働日の精神的な最大限度のみではなく、その純粋に肉体的な最大限度をも突破していく。資本は、身体の成長、発達、および健康維持のための時間を強奪する」を法則的性格とし、「資本は、社会によって強制されるのではなければ、労働者の健康と寿命にたいし、なんらの顧慮も払わない⁽¹²¹⁾」横暴さ野蛮さを野放しにした社会をその現実的姿態とするものなのである。

同時に、資本主義的生産様式は剰余価値生産の貫徹のために生活様式での資本主義的なものの採用を強制化する。すなわち、資本主義的生産物の「社会的物質代謝」過程を商品生産過程

として駆動させる上から、人間の生命の維持・発達・再生産過程＝労働力商品の再生産過程たる家族・地域社会での全生活諸過程を生活手段の商品化のための再生産過程として形式的にも、実質的にも言わば全面的な包摂体制の下に置き、諸生活過程を商品市場化しないでは居ないものである。そこでは、「生活の豊かさ」は「モノ」としての商品の量や交換価値を標示する貨幣をもって絶対的価値とされ、全生活諸過程＝物象化された生活秩序での社会的共同関係は寸断され、原子化、孤立化、個別化を余儀無くされてしまう他ないものとなる。

資本主義的な商品市場化を前提とする全生活諸過程においては、「ヒト」と「ヒト」との関係が商品関係＝「モノ」と「モノ」との関係に転倒する形態が不可避であり、しかも資本—賃労働関係＝資本主義的生産関係での「競争的人生」の強制的構造化は、社会的にある共通した一定の生活様式を「競争的に」採用を強制化するものとならざるを得ないものである。労働過程と生活諸過程とを資本蓄積のための収奪(搾取)機構として一体化させる過程こそが「資本主義的なものの」法則であり、その法則のもとでの全生活諸過程が我々の「生活様式」に他ならないものなのである。

生活の商品化を促進する資本主義的生産様式—生活様式の進展に認められるその「日本型」の展開過程は労働者家族あげての生存を掛けての「競争的人生」の激化として顕在化した。労働過程での「多能工化」による労働能力の断片化、一面化および人間的諸能力衰退への不安、「企業内失業」(異部門への配置配転、出向等)への不安、長時間不規則労働による「過労死」への不安を前にしたたじろぎが「能力主義管理」と「生活資料の獲得」競争の激化とを有機的に結び付け、その結果として、独占資本の論理による全生活諸過程への浸透、包摂が達成された

のである。そしてそれが家族崩壊の危機的状況に結び付き、延いては、それに直接的間接的に影響されての子どもたちの肉体的、精神的発達遅れや歪みをもたらしたのであり、押し並べて「現実的諸個人」は「死に至る病」に縁取られた「過労死」社会をその全生活諸過程として生きる事を歴史現実的に余儀無くされているのである。

「現実的諸個人」の生き方＝生活の仕方をその動的な過程＝生活過程において認識し、それを「生活様式」の社会学的概念化とするならば、現代日本社会論は、日本資本主義の具体的全体性をその体制構造的契機において認識する「体制の社会学」的認識は不可欠であろう。しかるに、60年代「高度成長」期を経て、「豊かな社会」日本が語られるにつれて、「体制感覚の喪失」が社会学的認識においては顕著である。例えば、既存の社会学理論へのアンチ・テーゼとして「生活世界の社会学」「日常生活の社会学」「エスノメソドロジー」等等、いわゆる「意味学派」と称せられる新しい社会学の流れの台頭があっても、それらに共通して「日常性」の領域にその社会学的関心が集中されていても、ミクロな状況への社会学的認識の限定、沈潜が、しばしばマクロな全体社会、国家（権力）への体制構造的なものへの認識的契機を最初から捨象している限りにおいて、“reality”認識の社会学的可能性の展望は開けて来ないと言う他ないものである。

こうした社会学理論における問題点、限界点は、永らく社会学において主流理論の位置にあった「機能主義」理論に内在化しているものである。例えば、富永健一⁽¹²²⁾の機能主義的社会学理論にその典型例を見出す事が出来る。

富永は、「日本的なもの」を抽出する日本の特殊性論の多くが、「明治維新も戦後改革も高度経済成長も石油ショックも関係なしに、そして近

代的な社会の構造も近代以前のそれとの区別さえも超越して、超安定的なシステムとしてえがいてきた」と批判している。こうした富永の批判は首肯される論点の提示ではある。しかしながらその理論的根拠を、「環境変動に直面した社会システムは、在来の社会構造や制度をそのまま維持することはできず、在来の社会構造や制度を、新たな環境に対して適合的であるように変動させていく機能的必要にせまられる」として、社会構造の変動を、外生的動因のみでなく、内生的動因、つまり、われわれの抱く不満が構造変動を求める方向にわれわれを動機づけることによって、社会変動がひきおこされる、との社会学的説明に接する時、われわれの観点からして疑問を感じざるを得ない。

すなわち、「われわれの抱く不満が」「われわれを動機づける」と言われる時、「われわれ」とは具体的にどの様な存在を意味しているのだろうか。先述した如く、現実的諸個人の存在とは、彼らが生きている生活過程において生産関係＝階級関係での具体的位置、性格を刻印したものである他ないものである。こうした階級的具體性を捨象した「われわれ」の把握は、今日一般的に流布されている階級的な性格を剥奪し、抽象化された「市民」概念化と何ら変るところのないものである。否むしろ、ここでの「われわれ」の概念化が意味するところは、支配権力との階級関係を積極的に隠蔽すると言う意味においての機能的概念と理解されるしかないものであるだろう。

大企業体制「社会」づくりが、独占資本＝大企業本位に資本の高蓄積を可能とする体制づくりの志向過程において、その時時の阻害要因に対する彼ら（＝「われわれ」）の「不満」を「動機づけ」として、支配戦略の再編強化を繰返す事で完遂されて来た歴史的現実、他方それに対して市民的世界での全生活諸過程はその現実的

姿態としての「過労死」社会を強制化された来たところに歴史的現実としての「現在性」があるのである。現に独占資本支配層は90年代支配戦略の再編強化を、連立与党政府をその大政翼賛的性格において企図して、例えば、第三次行革審（臨時行政改革推進審議会）の最終答申（1993年10月27日）では、「地方分権」や「規制緩和」と口当たりの良い語句をちりばめながら、「国は外交、安全保障を始め国の存立にかかわる課題により重点的に取り組む体制を築き「地域の問題は住民の選択と責任の下で地方自治体が主体的に取り組めるようにする」と言う様に、国家は、社会保障や教育には基本的に責任を負わず、自治体に押しつける発想の一方で、「住民の自己責任原則を徹底し、何ごとによらず国に対して責任を求めるような風潮を改めなければ」ならないと、われわれ一人ひとりに「自立自助、自己責任」を強制しているのである。

支配戦略のイデオロギー的性格を込めての「生活大国」化宣言は、われわれに「生活小国」化の押し付けに他ならず、独占資本による独占資本のための大企業体制「社会」の継続的維持強化を企図した「規制緩和」を喧伝するのである。答申は、首相の「強力な指導力」と極く少数の閣僚、官僚（全省庁の六省への再編統合と「国益全体を重視できる公務員」）に依ってのみ国家政策を決定する「インナー・キャビネット」導入による強権的な国家体制像を描き出すのである。

こうした日本資本主義の「現在性」を認識する時、富永の「われわれ」の概念的把握における社会学的説明には疑問を指摘せざるを得ないのである。そして富永の社会学的説明の文脈は続けて、「日本の特殊性論が日本社会の現実に対して有効な説明力をもち得た時代は、いまや終りに近づきつつある」とした上で、「日本的なもの」への社会学的アプローチは、「社会学理論の

基礎的な諸命題に抵触することになる」とすら批判するのである。

「社会学理論の基礎的な諸命題」とは何なのか。「現実批判の学としての」社会学アプローチとは、当該社会の全体像をその「具体的総体性」において認識されてこそ、“reality”認識の社会学的可能性＝「社会学理論の基礎的な諸命題」の有効性、説得性がもたらせるものではないのだろうか。資本主義はその一般的運動法則を貫徹する途上途上で、各々の社会体制の枠組みで、そして又各々の歴史的発展段階に応じて相違した形態を取るものである。そして各々の形態に照応、合致した支配秩序を体制として—gesellschaftlich に対しての sozial なもの のあり方を要請するものである。日本資本主義も体制としての支配秩序の恒常性を統合戦略として、「日本的なもの」をイデオロギー的に再編利用して来たのがこれまでの歴史的現実である。

こうした現代日本社会の歴史的現実の前に立つ社会学はその「体制感覚」を研ぎ澄ます事で、“reality”認識の社会学的可能性は保障され、現代的課題に応答する学問として社会学の存在論的基盤は強化されるはずである。「生活様式」の社会学的概念の豊富化と相俟った「体制」の社会学的概念化は、個々の具体的歴史社会の“reality”認識において、抽象化され〈モノ〉化された理解を許さず、体制的—構造論的認識に歴史的—発生論的認識を結び付けた弁証法的な社会全体像をその「具体的総体性」において認識する事を可能とするものである。こうした“reality”認識の社会学的可能性にその存在論的基盤を据える事こそが現代日本社会学にとって「喫緊的課題」であるはずである。

何故ならば、60年代日本社会学の自己反省、「体制のもつこののびきならない重大性にもかかわらず、いやそれだからこそ、これまでの社会学は体制の問題に真向から取り組むのをさ

け、体制を超越しあるいは没却した問題の解明に終始した……。そこに、この学問の〈ブルジョア的〉といわれ〈非生産的〉〈非理實的〉といわれる性格があった」との弁解を90年代日本社会学が再び繰り返さないためにも。社会学におけるこうした自己反省の繰り返しは、そのまま現代日本社会の悲劇性の深刻化に他ならない事を肝に銘じて。

[1993.10.30：稿]

(注1) 渡辺治『「豊かな社会」日本の構造』、労働旬報社、1990年、p11。

(注2) 拙稿『「豊かな社会」の歴史的現実』(新屋重彦、清水新二、堤史朗編著『現代社会の諸問題、相川書房、1991年、所収)、「労働者支配の論理と『過労死』の社会」(『明星大学社会学研究紀要』第12号、1992年、所収)と、本稿はその問題意識を共通にしたものである。

(注3) 「日本的経営」=「日本的労資関係」のいわゆる「三種の神器」(終身雇用制、年功序列賃金制、企業別組合)の歴史的原型が戦前期(1920年代)における「経営家族主義」的秩序イデオロギーとして確認されるとしても、それが労働条件の相対的優位による大企業の封鎖的労働市場の形成を基礎条件とした個々の企業内部での労使関係を安定的に機能させるものであった。しかるに、60年代半ばにその確立を見る戦後型「日本的経営」=「日本的労資関係」は、「経営家族主義」的秩序イデオロギーを利用しつつ、人事考課による昇進、昇格を巡る「競争的人生」の強制化を、「能力主義」管理の展開として促進しつつ、労働者への全人格な支配に留まらず全生活諸過程をも包摂する論理として貫徹したところにその歴

史的特徴がある

すなわち、戦後型に再編された「日本的経営」=「日本的労資関係」イデオロギーこそが、国家独占資本の支配戦略として、日本社会への全面的支配を可能にするものとして機能的に装置化され、その後の再編強化の過程が、80年代における大企業体制「社会」づくりを可能にしたものなのである。

(注4) Marx, K., *Das Kapital. Kritik der politischen Ökonomie*. Erster Band, Dietz Verlag, Berlin, 1977, S. 675.

(注5) 盛田昭夫『「日本型経営」が危ない』、『文藝春秋』1992年2月号。

(注6) 93年衆議院選挙後の連立与党政府樹立に際しては、テレビ・メディアの積極的関与が話題とされ、別名「テレビ内閣」と称されている。例えば、選挙後、「民間政治臨調」(政治改革推進協議会)で「政治改革」を小選挙区制に摩り替えるキャンペーンの一環としてNHKと民間政治臨調とが相談した番組プロットによる「世論誘導」作戦を記した議事録の存在が明らかにされた(92年10月12日、NHK「ニュース21」の特集「“日本政治破局のシナリオ”民間政治臨調の警鐘」)。又、テレビ朝日前報道局長は、民間放送連盟の「放送番組調査会」で「小沢一郎氏のけじめについてはそんなにやらなくても構わない」「なにがなんでも」「公正さに必ずしもこだわらず、非自民政権が生まれるように報道せよと指示を出し」、細川政権は「久米、田原連立政権である」と発言していた問題は、放送の公共性、公平性とは何かを厳しく問わせると同時に、連立与党政権の大政翼賛政権の性格を映し出すものとなっている。

(注7) 八木光恵『さよならも言わないでー「過

「過労死」したクリエイターの妻の記録』、双葉社、1991年、p.45。

(注8) 八木光恵『前掲書』p.46。

(注9) 八木光恵『前掲書』p.62-97。

(注10) 八木光恵「拝啓 小里労働大臣さま」(全国過労死を考える家族の会編『過労死・残された50人の妻たちの手記』、教育史料出版会、1991年、p.p.41-6、所収)。

(注11) (下図、参照。)

“マニュアル”の読み方

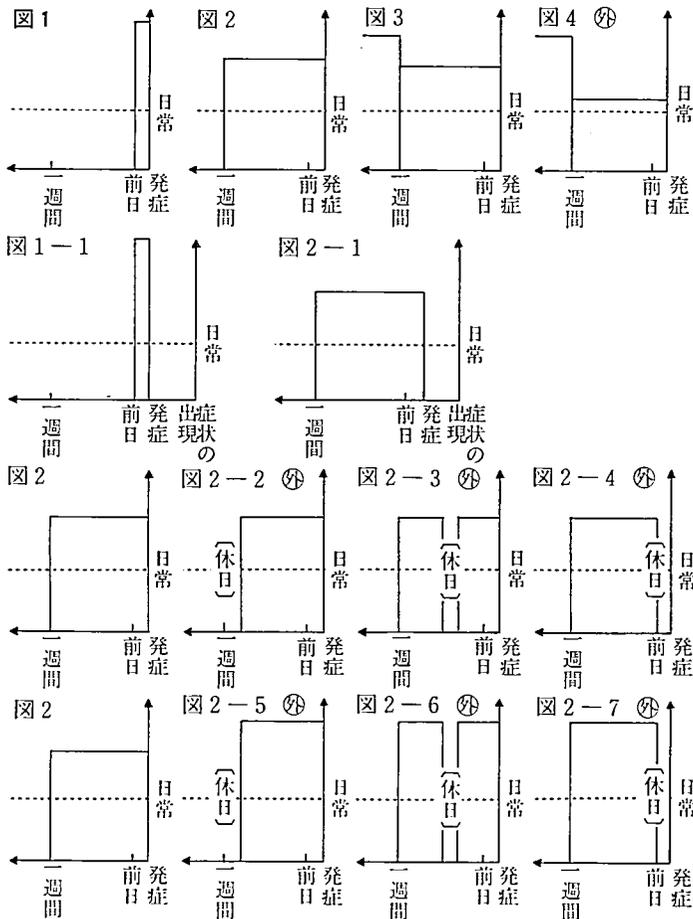
各図は、横軸が発症までの時間の流れで

一週間、前日、発症当日の区切りがある。縦軸は労働時間を指す。「日常」とある点線のラインは所定内労働時間の意味。発症前一週間を中心に労働量をみているわけだ。○の中に「外」とある印は業務外を指す。

図1は、労働省の旧認定基準と同様の考え方。前日から所定時間の二倍を超えてぶっ通しで働き続けたケースだ。従来同様、業務上になり得る。

図2は、発症前の一週間に所定労働時間の二倍働いていたことを指す。所定の二倍

これが過労死認定マニュアル図



(出所) 日本労働組合総連合会『連合通信』5604号、1990年4月5日号。

働き続けた末に死亡しないと、認められない。

図3は、図2に比べて発症前一週間の労働時間は少ないが、その一週間より前に所定の二倍を超えて働いたなら認めうるといふ主旨。しかし一週間以前の労働が過重でも、発症前一週間の残業があまり少ないと、やはり認めないことを示したのが図4である。

図1-1と図2-1は、図1、図2の応用編で、発症と症状の出現との間に時間差がある場合。くも膜下出血などで頭痛を感じた時点と倒れた時点が離れていても、頭痛を訴えた時点に着目しているわけだ。

最も問題なのが、図2-2、3、4、という図2の変形パターン。これは発症前一週間の中に休日があると、労災を認めないという意味。休日をごどの日にとるかに関係なく、休みを取れば過重な労働とはいえないとの立場である。発症前の休日を除く六日間の労働が所定の二倍であっても、ダメ。つまり、図2というのは、土、日も休まず、所定内の二倍働き続けた人のみクリアできるモデルだといえる。

図2の5、6、7は、休日をはさむケースの変形パターンで、発症前の六日間の労働時間が所定の二倍を超えるような場合には、例え休日を取ったとしても認めうるといふこと。所定八時間の人なら一日十六時間では足りないが、それを超えて働き続けていることが要件となる。

(注12) 田尻俊一郎・細川汀・上畑鉄之丞『過労死』、労働旬報社、1982年。

新村出編『広辞苑』第四版、岩波書店、1991年。「過労死」の項目には、「仕事のしすぎとよる勤労者の急死。1987年代後半から一般化した語。」との説明を付けている。

(注13) 岡村親宜『過労死と労災補償』、労働旬報社、1990年、p.16。

(注14) 「大阪過労死110番」の最初のベルを鳴らしたのは、平岡チエさんであり、その様子は、89年6月7日、NHK「ドキュメンタリー'89『過労死・妻は告発する!』」の映像化で、『奈良新聞』は89年1月6日付で、「過労死・労災認定の壁に挑む」の特集記事で、事態を詳細に報じた。また海外では、88年11月13日付、『シカゴ・トリビューン』は、“Japanese live …… and die …… for their work”のタイトルで、日本社会における「過労死」問題の特集して、「非情な日本の企業軍隊の隊列をなしている数100万人という労働者」に、「猛烈な勢いで突っ走る日本企業の戦列に不可解な突然死が広まりつつある」と報道した。

(注15) Marx, K., “前掲書”、S.465。

(注16) 総実労働時間数に関する政府行政機関作成の統計的資料には、次の2点が留意されなければならない。第一は、それらが平均値であって、個々の労働者の間には相当の幅があるという点である。そして第二点が特に重要視されねばならないのであるが、労働省の「毎月勤労統計調査」は全国の事業所が報告する労働時間数を纏めたもので、それには統計上の「まやかし」が潜んでいて、統計と実態との間には乖離があるという点である。その為、個々の労働者から労働時間数を調査した総務庁の「労働力調査報告」で、より実態に即した総実労働時間数の把握に努力する必要がある。

(注17) 有田芳生、山岡俊介「子供たちが見えてますか?」、『朝日ジャーナル』、92年3月20日号、p.11。

(注18) Frankl, V. E., 『夜と霧—ドイツ強制収容所の体験記録』、みすゞ書房、1961年、p.

179。

(注19) 田中清助「報告1・社会的意識形態」(『シンポジウム 史的唯物論の現代的課題—基礎的諸カテゴリーの再検討—』での報告)、『現代と思想』、第14号、青木書店、1973年、p.p.71-81。

(注20) Marx, K.・Engels, F., Werke, Band 3, Institut für Marxismus-Leninismus beim ZK der SED, Dietz Verlag, Berlin, 1958,

S.S. 20-1, S.S.25-6。

(注21) Marx, K., “前掲書”、S. 280, 286。

(注22) 富永健一『日本産業社会の転機』東京大学出版会、1988年、p.p.11-3。

(注23) 濱島朗編『体制の社会学』(『現代社会学講座』第I巻)、有斐閣、1962年、p.6。

(つつみ しょう、本学科教授)